

医師の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項について

当院は、医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制として、以下のとおり整備しています。

1. 医師の負担軽減及び処遇改善に関する具体的な取組事項

(1) 医師と他職種における役割分担

- ・初診時の予診の実施
- ・静脈採血等の実施
- ・入院の説明の実施
- ・検査手順の説明の実施
- ・服薬指導の実施
- ・病棟等における薬学的管理等、薬物療法に関する説明の実施
- ・医師への処方提案等の処方支援の実施

(2) 当直分担の見直しによる負担軽減及び、勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施、当直翌日の業務内容に対する配慮

(3) 連続勤務時間制限、勤務間インターバル確保及び代償休憩確保を可能とする勤務体制の見直し

(4) 長時間労働を行う医師への面接指導体制の整備

(5) 業務の標準化の実施

(6) 医師事務作業補助者の活用の推進

- ・医師事務作業補助者による医師の事務作業等を補助することによる医師の負担軽減体制の整備の実施

(7) 妊娠中、子育て中、介護中の医師に対する配慮

- ・超過勤務、深夜勤務への配慮
- ・育児短時間勤務制度
- ・半日単位、時間単位休暇取得制度
- ・子の看護休暇制度
- ・育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規程による措置を活用した短時間正規雇用医師制度
- ・介護休暇、介護時間制度
- ・男性育児休業制度

2. 医師の負担軽減及び処遇改善に関する体制

(1) 院内に、多職種からなる役割分担推進のための委員会を設置

- ・医師、看護師、医療職、事務職が参加

(2) 医師の勤務状況の把握

- ・勤務時間、残業時間、当直に関する配慮 等

(3) 「医師労働時間短縮計画」「医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」の作成及び職員に対する計画の周知

令和7年4月1日

病院長